

第1節 防災意識の高揚

市民生活部（安全安心課） 教育
委員会（学校教育課）

市は、地震発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

具体的な計画については、第2編第1章第1節「防災意識の高揚」に準ずるものとする。

なお、市民に対して、自主防災思想や、正確な防災・気象に関する知識（発生地震の想定、気象庁震度階級関連解説表、地盤の揺れやすさ、緊急地震速報による事前覚知等）、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及徹底を図る。

1 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く身を守る行動に移ることができる。

(1) 速報の内容

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

(2) 留意事項

ア 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

イ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

2 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

（ふだんの対策）

- ◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56（1981）年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か
 - ・ 救急医薬品や火気などの点検
 - ・ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - ・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか

- ◆ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。
(地震が起きたときの最初の行動)
- ◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」付きのものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆ 川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、近寄らない。
- ◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。
(避難するときの注意点)
- ◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、絶えず注意する。

第2節 自主防災組織・消防団の育成・強化

市民生活部（安全安心課）

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第2節「自主防災組織・消防団の育成・強化」に準ずるものとする。ただし、市民個人が行う災害対策に当たっては、震度、マグニチュード、過去に発生した地震被害状況、緊急地震速報及びその利用の心得等の知識の取得に留意する。

第3節 ボランティア活動の環境整備

健康福祉部（社会福祉課） 市社会福祉協議会

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「ボランティア活動の環境整備」に準ずるものとする。

第4節 防災訓練

市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、市は、総合防災訓練の実施に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「防災訓練」に準ずるものとする。

第5節 避難行動要支援者対策

健康福祉部（社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課） 総合政策部 市民生活部 教育委員会

市は、県と連携し、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「避難行動要支援者対策」に準ずるものとする。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずるものとする。

第7節 震災に強いまちづくり

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（建設課・都市計画課・区
画整理課）

市は、都市整備に係る機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、地震防災対策上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、震災に強いまちづくりを推進する。

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県では、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

市は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

2 火災延焼防止のための緑地整備

(1) 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に注目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

その他、具体的な計画については、第2編第1章第7節「水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり」に準ずるものとする。ただし、施設の整備等に当たっては、特に耐震性の強化に留意する。

第8節 農業関係災害予防対策

産業振興部（農政課）

市、県、農地・農業用施設等の管理者は、地震の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「農業関係災害予防対策」に準ずるものとする。

第9節 情報・通信網の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「情報・通信網の整備」に準ずるものとする。

第10節 避難体制の整備

市民生活部（安全安心課・市民課）

地震発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導體制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難体制の整備」に準ずるものとする。ただし、以下の事項については、特に留意する。

1 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

(2) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加

市は、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」（県、県警察、市町、鉄道事業者により構成）に参加し、帰宅困難者発生時の円滑な対応に必要な連絡調整を行う。

(3) 避難場所等の確保

ア 鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を施しておくよう努める。

- ・バス等による代替輸送及び併行社線との振替輸送等の計画の策定

- ・帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備
- ・飲料水及び非常食の備蓄
- ・市、県、県警察と連携した避難誘導體制の整備

イ 市は、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難所を確保するとともに、必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

ウ 企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一定量備蓄するよう努めるものとする。

(4) 市民等への事前周知

ア 県は、住民がとるべき帰宅困難者対策をあらかじめ整理し、ホームページ等への掲載等により住民に事前周知を図ることとしており、市はこれに協力する。

イ 鉄道事業者は、利用客に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図るものとする。

ウ 企業・事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努めるものとする。

2 県外避難者受入対策

(1) 避難受入場所の確保

市は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、**資料9-1**の指定避難所及び**資料9-2**の福祉避難所を避難受入場所として指定するとともに、県が行う受入可能施設の把握調査に協力する。

(2) 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が実施することになる。このため、市は、第2編第1章第11節「避難体制の整備」の「4 避難所管理・運営体制の整備」に準じて体制の整備を図る。その際、県が行う避難所の全体調整や避難所運営の人的・物的支援等に留意するものとする。

第11節 消防・救急・救助体制の整備

市民生活部（安全安心課） 健康
福祉部（高齢福祉課） 石橋地区
消防組合

大規模地震発生時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」に準ずるものとする。ただし、大地震による二次災害としての火災は、同時多発的に発生することが予想されるため、平素から出火防止や初期消火の重要性を十分認識し、また市民に啓発するとともに、消防力及び消防水利の整備・増強に重点を置いた以下の地震火災予防対策の徹底に努める。

1 地震に伴う出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報誌等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、感震ブレーカーや対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。このため、平素から次の措置の徹底を図っておくものとする。

ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民や自主防災組織による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自衛消防組織等の確立強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な消防計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

市は、平素から消火器等の常備や風呂水の汲み置き等を行っておくよう市民に啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第12節 医療救護体制の整備

健康福祉部（健康増進課）

大規模地震発生時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「医療救護体制の整備」に準ずるものとする。

第13節 緊急輸送体制の整備

総務部（契約検査課） 建設水道部（建設課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市は、県、県警察、その他関係機関との連携のもと、災害に備えて緊急輸送体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「緊急輸送体制の整備」に準ずるものとする。

第14節 防災拠点の整備

総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課） 建設水道部（都市計画課）

大規模地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災拠点の整備」に準ずるものとする。

第15節 建築物災害予防対策

総務部（契約検査課） 市民生活
部（安全安心課） 建設水道課（都
市計画課） 教育委員会（教育総
務課）

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県及び施設等の管理者は、地震に対する建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講ずる。

1 下野市建築物耐震改修促進計画の策定

(1) 耐震化率の目標値設定

住 宅 95%に設定
特定建築物（学校、病院、社会福祉施設等）90%に設定

(2) 民間・市有建築物の耐震診断・改修等の促進

市は、県及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての市民への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の診断・改修への補助等を行い、民間住宅の耐震化を促進する。また、市有建築物については、下野市建築物耐震改修促進計画の目標に向け、耐震診断を早期に実施し、耐震性の低い建築物の耐震改修を積極的に実施する。

2 民間建築物の耐震性の強化促進

(1) 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、市耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

(3) 関係団体等の協力

県及び市は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、市民への耐震改修の普及啓発や民間建築物の耐震化を図る。

(4) 耐震診断、耐震改修の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知促進を図る。

3 公共建築物の耐震性等の強化促進

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、自治医科大学附属病院（災害拠点病院））
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）

- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

(2) 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割をもつことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

ア 市庁舎以外の公共施設

市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎以外の公共施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

イ 学校校舎

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

(ア) 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施するなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

(イ) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

ウ その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(3) その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設の維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引

4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

(1) 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

「下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱」（資料13-1）に基づき、実施体制を整備する。

(2) 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

ア 震災建築物応急危険度判定士の養成、派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

イ 判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておく。

5 被災宅地危険度判定制度の整備

地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

(1) 被災宅地危険度判定実施体制の整備

「下野市被災宅地危険度判定実施要綱」（資料13-2）に基づき、実施体制を整備する。

(2) 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成、派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

イ 危険度判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておく。

6 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

(1) ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

(2) 窓ガラス等の落下防止

地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

7 家具等転倒防止

市は、県と連携し、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第16節 公共施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（都市計画課・水道課・下
水道課）

震災時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から耐震性の確保等、災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「公共施設等災害予防対策」に準ずるものとする。

第17節 危険物施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 石橋
地区消防組合

地震に起因する危険物等による事故を防止するため、市は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「危険物施設等災害予防対策」に準ずるものとする。

第18節 文教施設等災害予防対策

教育委員会（教育総務課・学校教育
課・生涯学習文化課・スポーツ
振興課）

地震発生時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「文教施設等災害予防対策」に準ずるものとする。

第19節 相互応援体制の整備

総務部（総務人事課） 市民生活
部（安全安心課）

大規模地震発生時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「相互応援体制の整備」に準ずるものとする。

第1節 活動体制の確立

全 部

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。

配備区分	配備基準	活動内容等	備考
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内に震度4の地震が発生したとき〔自動配備〕 災害が発生するおそれがあり、安全安心課長が必要と認めるとき 	主に状況の把握と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備を速やかにとるための連絡体制を確立する。	—
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内に震度5弱の地震が発生したとき〔自動配備〕 災害が発生するおそれが強まったとき その他、副市長が必要と認めるとき 	市内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	災害警戒本部設置
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内に震度5強の地震が発生したとき〔自動配備〕 災害が発生したとき 大規模な災害が発生するおそれがあるとき その他、市長が必要と認めるとき 	警戒配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	災害対策本部設置
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき〔自動配備〕 大規模な災害が発生したとき 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあるとき その他、市長が必要と認めるとき 	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。	

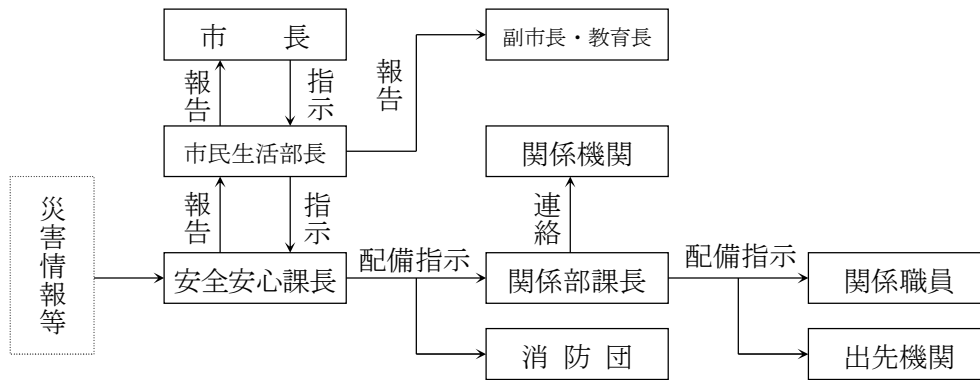
(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、資料1-5に掲げる標準動員表によるものとする。

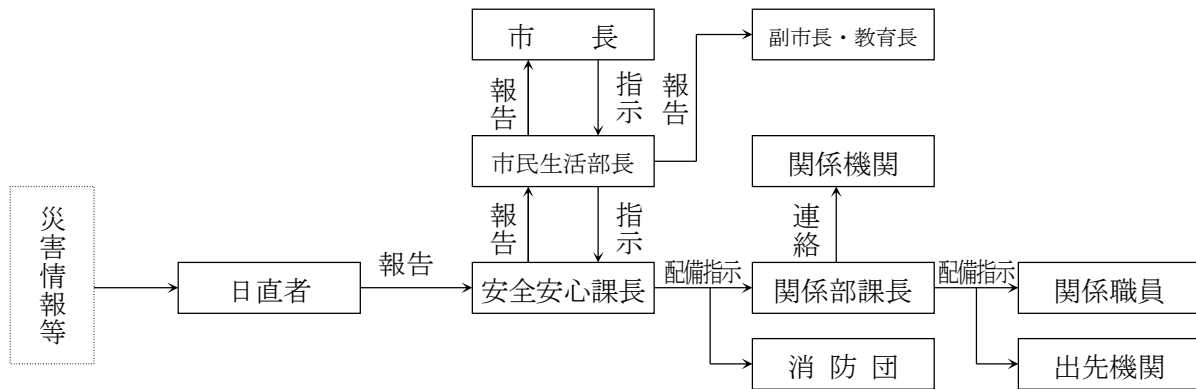
なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

(ア) 災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

(イ) 各職員は、前記1(1)に定める配備基準のうち、〔自動配備〕基準に該当するときには、配備指示を待つことなく、直ちに登庁するものとする。

2 準備配備体制の確立

(1) 配備の指示

準備配備の実施責任者は、安全安心課長とする。安全安心課長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指示する。

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 安全安心課長は、地震情報等を収集し、関係課に伝達する。

イ 関係課は、巡視等により、現地の情報を収集する。

ウ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

地震発生後の情報収集等により、災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、安全安心課長は、準備配備を解除する。

3 下野市災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、警戒配備の基準に基づき、下野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 警戒本部の組織

副市長を警戒本部長とし、市民生活部長を警戒副本部長とする。警戒本部の組織については、災害対策本部の組織体制に準ずるものとする。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、下野市庁舎に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 安全安心課長は、地震情報、各部課が収集する現地の状況及び活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

イ 警戒本部を設置した場合の各部課の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずるものとする。

(5) 警戒本部の解散

副市長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

4 下野市災害対策本部の設置（第1・第2非常配備体制の確立）

下野市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、市長は下野市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき、下野市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときとする。

ア 市内に震度5強以上の地震が発生した場合〔自動設置〕

イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

(2) 解散の基準

市長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 余震等がおさまり、地震災害のおそれなくなったと本部長が認めたとき。

イ 地震災害による応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び市民に対し、市防災情報システム、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電話番号
下野市保健福祉センター ゆうゆう館	下野市小金井789番地	43-1231

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織

第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

第2節 災害情報の収集・伝達

全 部

地震災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

1 地震情報等の発表、伝達

(1) 地震情報等の受理

市は、宇都宮地方気象台が地震情報等を発表した場合は、第2編第2章第2節の予警報の伝達系統に準ずる方法でこれを受信する。

宇都宮地方気象台が地震情報等を発表するのは、次の場合である。

- ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- イ 県内で地震による被害が発生した場合
- ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

気象庁が発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類

	内 容
緊急地震速報 （警報） （地震動警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報 （予報） （地震動予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報等の伝達

市は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときには、市防災情報伝達システムにより、気象庁及び宇都宮地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、市の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

(3) 緊急地震速報の伝達

栃木県南部において、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、市防災情報伝達システムが自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。

2 情報の報告

市、石橋地区消防組合は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。ただし、市の区域内において震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。報告に際し、市は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

報告先等については、第2編第2章第2節に準ずる。

第3節 通信手段の確保対策

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

地震災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、県防災行政ネットワーク又は関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、通信の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「通信手段の確保対策」に準ずるものとする。

第4節 相互応援協力・派遣要請

市民生活部（安全安心班） 消防部（消防班）

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、県、他市町に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「相互応援協力・派遣要請」に準ずるものとする。

第5節 災害救助法の適用

市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班）

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第6節 避難対策

市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班）
消防部（消防班）

地震発生時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、避難行動要支援者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「避難対策」に準ずるものとする。ただし、以下の事項については、特に留意する。

1 避難の方法等

(1) 住民の役割

住民は、地震が発生し、火災拡大、危険物流失拡散、家屋倒壊等の危険があるときは、市の避難勧告・指示を待たずに自らの判断により避難を行う。

(2) 行政の役割

地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告・指示は迅速にこれを決定、伝達するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各関係機関、自主防災組織等との連携により、避難勧告・指示の周知徹底及び避難誘導に努める。

2 避難所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時多発的に火災が発生し、大火災に発展することが予想される。そのため、地震発生後の避難においては、次の点に留意する。

- (1) 住民は直ちにガス栓の閉止やブレーカーの遮断等の火の始末をする。
- (2) 道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊に注意しながら避難所へ避難する。
- (3) 火災による輻射熱等から身の安全を確保できるグラウンド、公園、広場等へ避難する。
- (4) 当該避難所で正確な災害情報を収集し、また不在者を確認した後、安全確認の得られた避難所へ避難する。

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、必要に応じて職員を避難所に派遣して、被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等による二次災害のおそれがないか、次により施設の安全性を確認する。

施設の安全性確認

施設管理者によるチェック	避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。
震災建築物応急危険度判定の実施	必要に応じて、「下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱」（資料13-1）に基づき、避難所開設予定施設について応急危険度判定を実施する。

(3) 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを明確にし、あるいは早期に仮設住宅を建設し、学校機能の早期回復に配慮する。

4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合わせ事項等が自主的に作成されるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じ、ボランティアや近隣市町に対し協力を求める。

5 帰宅困難者対策

(1) 避難所への誘導

ア 鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留が可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って市に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市が準備する避難所への誘導を行う。

イ 市は、鉄道事業者及び県と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

(2) 避難所での対応

市は、県の支援を得て、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供するとともに、必要に応じて避難所の管理・運営に係る対応を行う。また、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

6 県外避難者の受入

(1) 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、避難所を開設するなど、その受入れに努める。

ア 県の受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、避難元自治体と必要な連携を図った上で、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

受入方針の決定に当たっては、市との事前調整が行われることになるため、市は、市域

の被災状況や受入能力等、必要な情報を県に報告する。

イ 避難所の設置

市は、県からの要請に基づき、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所を設置する。

ウ 避難所の運営

市は、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所の運営を行う。

(2) 避難者の支援

ア 県外避難者への総合的な支援

市は、県と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等の協力を得ながら、県外避難者の支援に努めるものとする。

イ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市は、県と連携し、市社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力を得ながら、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や県内の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第7節 広域一時滞在対策

市民生活部（安全安心班・市民班）

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所を市域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携して、広域一時滞りに係る措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「広域一時滞在対策」に準ずるものとする。

第8節 救急・救助・消火活動

市民生活部（安全安心班） 健康
福祉部（健康増進班） 消防部
（消防班）

地震災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行うものとする。

救急・救助活動については、第2編第2章第9節「救急・救助活動」に準ずるものとし、本節では消火活動についてのみ記載する。

1 市民及び自主防災組織の消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

- (ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- (イ) 消防機関に通報する。
- (ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到達したときは消防機関の指示に従う。

2 市及び消防機関の消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、市は、消防機関と連携し、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、下野警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- イ 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段によりただちに通報する。
- ウ 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第9節 医療救護活動

健康福祉部（健康増進班）

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第10節「医療救護活動」に準ずるものとする。

第10節 二次災害防止活動市民生活部（安全安心班） 消防部
（消防班）

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

1 水害等の二次災害防止

第2編第2章第4節「災害拡大防止活動」に準ずるものとする。

2 建築物・構造物の二次災害防止**(1) 震災建築物応急危険度判定の実施**

市は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する（資料13-1）。

(2) 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第11節 緊急輸送活動

総務部（契約検査班） 建設水道部（建設班）

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、市は、県、防災関係機関と連携して、震災時の緊急輸送対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動」に準ずるものとする。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

総務部（総務人事班・契約検査班・税務班） 市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班） 産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班）

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、市は、県、他市町、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準ずるものとする。

第13節 農地・農業用施設等応急復旧活動

産業振興部（農政班）

市、農地・農業用施設の管理者は、地震災害発生時には、関係機関と連携して農作物や各施設の被害状況の把握、応急復旧対策を速やかに実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「農地・農業用施設等応急復旧活動」に準ずるものとする。

第14節 保健衛生活動

市民生活部（市民班） 健康福祉部（健康増進班）

市は、被災地における感染症の発生予防・まん延防止、及び人心の安定と人身の保護のため関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「保健衛生活動」に準ずるものとする。

第15節 障害物除去活動

建設水道部（建設班）

市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により住居等に流入した土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「障害物除去活動」に準ずるものとする。

第16節 廃棄物処理活動

市民生活部（環境班）

市は、被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「廃棄物処理活動」に準ずるものとする。

第17節 文教施設等応急対策

教育部（全班）

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「文教施設等応急対策」に準ずるものとする。

第18節 住宅応急対策

総務部（税務班） 建設水道部
（都市計画班）

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「住宅応急対策」に準ずるものとする。

第19節 労務供給対策

総務部（総務人事班）

災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「労務供給対策」に準ずるものとする。

第20節 公共施設等応急対策

総務部（財政班） 市民生活部
（安全安心班） 建設水道部（建
設班・水道班・下水道班）

道路、鉄道、上下水道、電力・ガス施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「公共施設等応急対策」に準ずるものとする。

第21節 危険物施設等応急対策

市民生活部（安全安心班） 消防部
（消防班）

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、市は、関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、第2編第4章第3節「放射性物質・危険物等事故対策」の規定に準ずる。

第22節 広報活動総合政策部（総合政策班） 市民
生活部（安全安心班）

市は、震災時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「広報活動」に準ずるものとする。

第23節 自発的支援の受入総務部（税務班・会計班） 健康
福祉部（社会福祉班）

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「自発的支援の受入」に準ずるものとする。

第24節 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策

全 部

第1 総 則

1 計画作成の趣旨

昭和53年6月に、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」が制定され、同法に基づき、駿河湾を震源域とする東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある6県170市町村が、「地震防災対策強化地域」（以下、「強化地域」という。）として指定された。

その後、平成13年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討及び地震動、津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成14年4月に、8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村が強化地域として指定され、平成24年4月1日現在では、市町村合併等により8都県157市町村が指定されている。

栃木県は、強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、局所的な被害発生も憂慮される。特に同法第9条の規定による警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、本計画を策定する。

2 計画作成の基本方針

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止、軽減するため、市、防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に作成する。
- (3) 防災関係機関等は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め事前対策の実施に万全を期す。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、本章計画により対処する。

第2 平常時における対策

警戒宣言発令時に予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また実際の地震発生時に被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の連携のみならず、市民の協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から必要な事項について積極的な広報活動を行い、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

1 広報の内容

- (1) 東海地震に関する一般知識
 - ア 東海地震発生の切迫性
 - イ 大規模地震対策特別措置法の概要

- ウ 強化地域の概要
- エ 警戒宣言の概要
- オ 東海地震注意情報、東海地震予知情報の概要 等
- (2) 警戒宣言発令時に防災関係機関等のとる措置
- (3) 市民、事業所等が具体的にとる措置
- (4) その他必要な事項

2 普及の方法

- (1) 防災講演会・出前講座等の開催
- (2) 広報紙
- (3) テレビ、ラジオ、新聞等のメディア
- (4) ホームページやメール配信による防災情報の提供 等

第3 警戒宣言発令までの対応措置

1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。

情報名 (カラーラベル)	発表基準	主な防災対策
東海地震に関連する調査情報（定時） (カラーレベル：青)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表	防災対応は特にない
東海地震に関連する調査情報（臨時） (カラーレベル：青)	東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合	○防災対応は特にない ○国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる ○気象庁で地震防災対策強化地域判定会を開催し、観測された通常と異なる変化が大規模な地震に結びつく前兆現象と関連するかどうかを緊急に判断する
東海地震注意情報 (カラーレベル：黄)	○観測された現象が前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	○以下の防災の準備行動がとられる ・ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・ 医療関係者、消防部隊等の派遣準備
東海地震予知情報 (カラーレベル：赤)	○東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場	○地震災害警戒本部が設置される ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百

	合	貨店等の営業中止などの対策が実施される
--	---	---------------------

※観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激だったりするときは、情報発表できないまま東海地震が発生する場合がある。

※平成23年3月24日から、情報文に各情報の危険度に応じたカラーレベルを示すことになった。

2 活動体制

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場合は、直ちに次により警戒宣言発令時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。

(1) 体制

市は、直ちに災害警戒本部を設置し、各部間の緊急連絡体制を確保する。また、警戒体制（本章第1節「活動体制の確立」参照）をとり、体制に必要な職員の参集を行う。

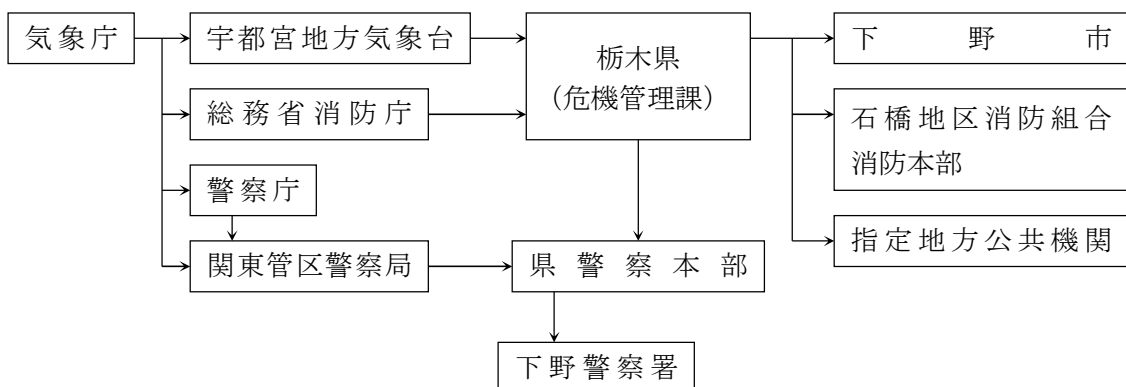
(2) 活動内容

- ア 情報の収集・伝達
- イ 県、消防本部、その他各防災関係機関との連絡調整
- ウ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- エ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- オ 管理している施設等の緊急点検
- カ 広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）

3 伝達系統及び伝達事項

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場合の情報伝達は以下のとおりである。

(1) 伝達経路



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報、予知情報（東海地震注意情報解除、東海地震予知情報解除）
- イ 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること

ウ その他必要と認める事項

第4 警戒宣言発令時の対応措置

1 体制の確立

警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた本編計画等に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。

(1) 市の体制

市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行ったとの連絡、若しくは東海地震予知情報の発表がされずに、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されたことを県から伝達された場合、直ちに災害警戒本部を設置する。

上記情報により、第3のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続き、その体制を維持する。

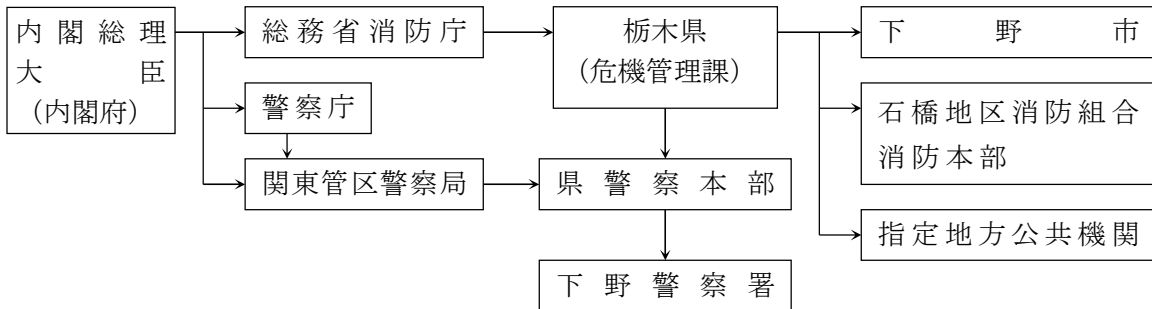
(※地震発生後は本章第1節のとおり、震度に応じた体制をとり、災害応急対策を実施する。)

(2) 防災関係機関等の体制

警戒宣言の発令を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施、東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう必要な警戒体制をとる。

2 伝達系統及び伝達事項

(1) 警戒宣言伝達経路



(2) 伝達事項

ア 警戒宣言（警戒解除宣言）

イ 東海地震の発生に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること

ウ その他必要と認める事項

3 東海地震発生に備えた応急対策の実施

(1) 広報活動

警戒宣言の発令による社会的混乱の発生を未然に防止するとともに、地震防災応急対策が、迅速かつ的確に行われるよう市は、県及び防災関係機関と協力を密にして市民に対して迅速かつ適切な広報活動を実施する。

ア 広報の内容

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容

- (イ) 市長から市民への呼びかけ
- (ウ) 市民、事業所等が緊急にとるべき行動
- (エ) 交通規制に関する情報
- (オ) 地震防災応急対策の内容と実施状況
- (カ) 混乱防止のための措置
- (キ) その他状況に応じて市民、事業所等に周知すべき事項

なお、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成し、迅速な対応ができるよう配慮するものとする。

イ 広報の実施方法

市は、市防災情報システム、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起これないように十分配慮するものとする。

(2) 消防、水防活動

ア 消防活動

警戒宣言が発令された場合、消防機関は、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- (ア) 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- (イ) 地震に備えての消防部隊、救急隊、救助隊の編成強化
- (ウ) 消防団の非常招集体制の確立
- (エ) 消防、救急、救助資機材等の確保
- (オ) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (カ) 防災機関、事業所等に対し応急対策計画の実施の指示
- (キ) 特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示
- (ク) その他必要な事項

イ 水防活動・危険箇所対策活動

警戒宣言が発令された場合、市は、県及び消防機関と連携し、地震発生後の水害等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

- (ア) 地震に備えての要員の確保、配置
- (イ) 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- (ウ) 堤防・水門等の施設の点検
- (エ) 擁壁等の施設の点検
- (オ) 資機材の点検整備、緊急調達体制の確保
- (カ) その他必要な措置

(3) 交通対策

ア 道路

(ア) 広域交通規制

市は、警戒宣言が発令された場合における交通規制に協力する。

- a 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。
- b 強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

ｃ 緊急輸送路の優先的な機能確保を図る。

(イ) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認申請は、警察署、指定検問所において行う。

(ウ) 運転者のとるべき措置の周知

警戒宣言が発令された事を知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること 等

イ 鉄道

(ア) 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置

(イ) 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（安全に運行可能かを判断したうえでその対応を明示等）

(エ) 規制の結果生じる滞留旅客の保護

(オ) 市は、県の指導のもと、規制の結果生じる滞留旅客の保護のため必要な活動を行う。

(4) 危険物等施設の措置

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者等（以下、「管理者等」という。）は、地震に起因する施設・設備の損壊に伴う危険物等の漏洩、爆発等の発生を防止するために、必要な措置を講じ、安全確保に万全を期すものとする。

市は、県及び消防機関と連携し、管理者等に対して、安全確保措置を適切に実施するよう、必要な広報等を実施する。

ア 消防法上の危険物

消防法上の危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

(ア) 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。

(イ) 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。

(ウ) 必要に応じ、運転（操業）制限、一時停止、避難の指示等の措置を行う。

(エ) 自衛消防体制を確立する。

(オ) 消防設備・資機材の点検、整備を行う。

(カ) 周辺住民の安全確保措置を行う。

(キ) その他必要な措置

イ 火薬類

火薬類取扱施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

(ア) 製造、使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

(イ) 火薬類関係事業所に当たっては、爆発・火災防止等にかかる応急点検を実施する。

ウ 高圧ガス

高圧ガス施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- (ア) 地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて、設備の使用制限・中止、配管・貯槽内のガスの廃棄等を行う。
- (イ) 防災要員を確保するとともに防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検確認する。
- (ウ) 転倒、落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。
- (エ) タンクローリー等については、住民等の安全を確保できる場所に移動する。

エ LPガス

LPガス販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- (ア) 地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。
- (イ) 防災資機材を点検確認するとともに何時でも緊急出動できる体制をとる。
- (ウ) 消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

オ 毒物、劇物

毒劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策、連絡体制の整備を図る。

(5) 公共施設の措置

ア 道路施設

市、県及びその他の道路管理者は、地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。

イ 上水道施設

市は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。

(ア) 要員の確保

防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡を行う。

(イ) 給水量の確保

緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。

(ウ) 施設・設備の点検

東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火・照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、工事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。

(エ) 緊急貯水の広報

市は、市民に対して、防災情報システム、広報車等により飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。

ウ 下水道施設

市は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備、資材・器材等の点検、確保を行う。

エ 電力施設

電力事業者は、警戒宣言が発令された場合においても、必要な電力を供給する体制を確保する。この際の東京電力パワーグリッド(株)がとる措置は、同社防災業務計画に定めるところによる。

市は、市民への広報等により、東京電力パワーグリッド(株)の対策に協力する。

オ 都市ガス施設

北日本ガス(株)は、警戒宣言が発令された場合においても、ガスの製造、供給を継続するが、地震発生に備えて、的確な応急措置が講じられる体制を確保するため、次の措置を実施する。

- (ア) 地震に関する情報を的確に把握する。
- (イ) 防災要員を確保し、防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検、確認する。
- (ウ) 非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、消火設備等の点検整備を行い、必要に応じて起動確認を実施する。
- (エ) 震災時におけるガスの緊急停止措置を講じる地域を限定するために、速やかに被害情報の収集、緊急放散措置等を的確に実施できるよう要員を緊急配備する。
- (オ) 工事中のガス工作物、工事用資機材の転倒・落下を防止する等の応急的な保安措置を実施したうえで工事を中断する。
 なお、掘削溝については、埋戻しをするか、又は速やかに工事を終了させる。
- (カ) 消費者に対しては、不使用ガス栓の閉止、地震発生時における使用中のガス栓の即時閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

カ 河川管理施設等

市は、県と連携し、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動を行うとともに、必要に応じて応急復旧活動を迅速、的確に実施できる体制を確立する。

キ 都市公園施設等

公園管理者は、地震に備えて、応急活動後方支援や救援物資輸送のための広域災害対策活動拠点又は、指定緊急避難場所としての都市公園が円滑に使用できる体制を整える。

ク 廃棄物処理施設

警戒宣言発令に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。

- (ア) 職員に対し、警戒宣言が発令された旨周知させる。
- (イ) ごみ焼却施設、し尿処理施設へのごみ、し尿の投入を中止し、又浸出液処理施設を有する最終処分場にあつては、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。
- (ウ) 廃棄物処理施設の各設備、防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。
- (エ) 廃棄物処理施設に被害があつた場合に備え、応急復旧体制、資機材の点検・確保を行う。

(6) 教育・医療・社会福祉施設の措置

ア 学校

(ア) 警戒宣言等発令の伝達

警戒宣言が発令されたときは、市教育委員会は、市立小・中学校に伝達し必要な指示を直ちに与える。

(イ) 児童、生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、学校等の長は、幼児、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し、避難、誘導対策計画を具体的に定める。

- a 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先とする。
- b 市の地震防災計画等を踏まえる。
- c 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮する。
- d 警戒宣言発令に迅速に対応できるものとする。
- e 児童・生徒等の行動基準及び学校等、教職員の対処・行動の基準が明確にされている。
- f 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童、生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものとする。
- g 遠足等、学校等外活動中に警戒宣言が発令されても対応できるものとする。

(ウ) 学校等の対応

- a 校長等は、警戒本部を設置し、予知情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- b 障がいのある児童・生徒等については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- c 児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。
- d 校長等は、関係機関にそれぞれの退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- e 学校等の各施設の保安措置をとる。
- f 初期消火、救護・搬出活動等の防災活動体制をとる。

(エ) 教職員の対応、指導基準

- a 警戒宣言が発令されたら、児童・生徒等を教室等を集める。
- b 児童・生徒等の退避、誘導等に当たっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。
- c 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。
- d 障がいのある児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- e 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

- f 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- g 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動に当たる。
- (オ) 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令された場合の対策
 - a 登下校時に警戒宣言が発令された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するよう指導する。
 - b 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
 - c 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。
- イ 社会教育施設

社会教育施設については、利用者の安全確保のため、アの学校の措置に準じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。
- ウ 医療機関

警戒宣言が発令された場合は、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

 - (ア) 外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。
 - (イ) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
 - (ウ) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
 - (エ) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
 - (オ) 消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。
- エ 社会福祉施設

警戒宣言の発令に伴い、福祉施設においては、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の措置をとる。

 - (ア) 情報の収集・伝達
 - (イ) 収容者、通所者等の安全確保
 - (ウ) 消防用設備、避難設備等の点検
 - (エ) 落下物等の防止措置
 - (オ) 飲料水、食糧等の確保
 - (カ) 危険物（プロパンガス、重油等）の点検
 - (キ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保
- (7) スーパーマーケット等の措置

不特定多数の者が出入りするスーパーマーケット等の管理者は、警戒宣言発令を了知したときは、顧客、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。

主な措置は、次のとおり。

 - ア 自衛防災体制の確立
 - イ 情報の収集、伝達

顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導體制をとった後に行う等、伝達の

時期に留意すること。

ウ 避難誘導の準備、実施

エ 出火防止の措置

(ア) 火気使用の制限

(イ) 火気使用器具、LPガス、燃料タンク等の安全確認

オ 消防用設備類の使用準備

カ 転倒、落下防止の措置

(ア) 窓ガラス、看板等の建物の付属物

(イ) ロッカー、陳列棚、商品等

(ウ) 薬品等の危険物

キ 応急救護の準備

ク その他必要な措置

4 市民等のとるべき措置

(1) 家庭

ア 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。

また、市、消防署、警察署からの情報に注意すること。

イ 家庭の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。

ウ いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。

エ 家具等の転倒防止、重量物の落下防止措置をとること。

オ 火気の使用は自粛すること。

カ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。

キ 灯油、プロパンガス等の安全措置をとること。

ク 身軽で安全な服装になること。

ケ 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の用意をすること。

コ 避難場所や避難路の確認をすること。

サ 不要不急の自動車運転や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

(2) 職場

ア 正確な情報を把握し、職場全体に伝達すること。

イ 消防計画、予防規程等に基づき防災体制をとること。

ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

エ 火気の使用は自粛すること。

オ 重要書類等の非常持出品の用意をすること。

カ 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。

キ 自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

全部

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

具体的な対策については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずるものとする。

なお、防災まちづくりに関する計画の作成に当たっては、必要に応じ、おおむね次のような事項を基本的な目標とする。

- (1) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置

第2節 民生の安定化対策

総合政策部 総務部 市民生活部
健康福祉部 建設水道部

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「民生の安定化対策」に準ずるものとする。

第3節 公共施設等災害復旧対策

全部

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

具体的な対策については、第2編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずるものとする。